

## 新潟市中小企業優良従業員表彰要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、本市の中小企業に勤務する優良従業員を表彰することにより、中小企業従業員の勤労意欲の高揚を図るとともに、その定着に寄与することを目的とする。

### (中小企業従業員の定義)

第2条 この要綱において「中小企業従業員」とは、現に市内にある次表に該当する会社及び個人事業所並びに主としてこれらを構成員とする団体(以下「事業所」という。)に勤務する従業員とする。ただし、会社及び団体については役員を、並びに個人事業所について事業主と生計を一にする親族である者を除く。

主として営む事業所	事業所
1 製造業, その他の業種 (2, 3, 4 以外の業種)	資本の額若しくは出資の総額が3億円以下 又は常時使用する従業員の数が300人以下
2 卸売業	資本の額若しくは出資の総額が1億円以下 又は常時使用する従業員の数が100人以下
3 小売業	資本の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は常時使用する従業員の数が50人以下
4 サービス業	資本の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は常時使用する従業員の数が100人以下

### (資 格)

第3条 表彰を受ける資格を有する者は、中小企業従業員のうち、市内の同一の事業所に引き続き15年以上勤務し、成績優秀で他の従業員の模範となる者とする。ただし、過去において、この要綱に基づく市長の表彰若しくは勤続25年の黒埼町長表彰を受けた者、また懲役、禁錮以上の刑に処せられた者を除く。

### (勤務期間の計算)

第4条 前条に規定する勤務時間は、当該事業所に就職した日の属する月から毎年10月1日現在までの期間について、月をもって計算する。

### (推 薦)

第5条 表彰を受けようとする者(以下「被推薦者」という。)の推薦は、当該中小企業従業員が勤務する事業所が、別記様式第1号による新潟市中小企業優良従業員表彰推薦書(以下「推薦書」という。)及び別記様式第2号による新潟市中小企業優良従業員表彰推薦調書(以下「推薦調書」という。)を市長に提出するものとする。

2 一事業所の被推薦者数は、次表のとおりとする。

従業員数 (資本・業種を問わず)	30人以下	31人 ～ 50人	51人 ～ 100人	101人 ～ 150人	151人 以上
推薦限度	1人	2人	3人	4人	5人

(選考)

第6条 市長は、推薦書及び推薦調書に基づき表彰の可否を決定し、推薦者に通知する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、市長が被表彰者に感謝状及び記念品を授与して行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年9月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

新潟市長 へ

推薦者

ふりがな  
事業所名

役職名・氏名  
(担当者)

印

**新潟市中小企業優良従業員表彰推薦書**

新潟市中小企業優良従業員表彰要綱に基づき、推薦調書を添えて次のとおり推薦します。

被 推 薦 者		1 事業所の被推薦者数は従業員数により次のとおりです	
順位	氏 名	従業員数(資本金・業種問わず)	推薦限度(該当に○)
1		30人以下	1人
2		31～50人	2人
3		51～100人	3人
4		101～150人	4人
5		151人以上	5人
事 業 所 の 概 要			
事業所名			
所在地	〒 — 電話 — — 新潟市		
設立年月日	明・大・昭・平 年 月 日 設立		
所属組合団体名			
資本金・出資金			
従業員数	人		
業種(該当に○)	1 製造業, その他 2 卸売業 3 小売業 4 サービス業		
事業内容			

受付番号	
------	--

新潟市中小企業優良従業員表彰推薦調書

ふりがな			年齢	歳
氏名				
生年月日	大	・	昭	・
	平	年	月	日
現住所				
勤務先住所	新潟市			
職種			勤続年数	(平成 年10月1日現在) 年 カ月
職歴  (最終学歴から配転等を含めて詳細に記入してください)	昭	年	月	
		年	月	
		年	月	
		年	月	
		年	月	
		年	月	
		年	月	
過去に受けた表彰				
推薦理由				
過去に禁錮・懲役以上の刑に処せられたこと			有	・
			無	